

国立大学法人岩手大学情報基盤委員会規則

平成23年3月17日 制定
令和7年3月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学情報基盤委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、岩手大学（以下「本学」という。）における情報基盤の整備をするための施策について企画立案及び推進するとともに、情報化関連施策全般について、各部局等を総合的に調整し、情報サービスの利活用の高度化を推進することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 本学の情報化施策の企画立案及び推進に関すること。
 - 二 本学の情報セキュリティに関すること。
 - 三 本学の業務・システム最適化に関すること。
 - 四 本学の情報基盤の整備及び運用管理に関すること。
 - 五 本学の情報関連資産等の管理に関すること。
 - 六 本学の情報基盤の評価（岩手大学情報基盤センター規則第3条第1号及び第3号に係る内部質保証を含む。）に関すること。
 - 七 その他本学の情報基盤に関すること。
- 2 委員会は、その審議に基づき関係部局に対し改善等を勧告し、又は指導助言することができる。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報を担当する理事又は副学長（以下「C I O」という。）
- 二 情報基盤センター長
- 三 情報基盤センター専任教員
- 四 各学部の部局情報セキュリティ実施責任者 各1名
- 五 教学マネジメントセンターの専任教員 1名
- 六 学術情報課長

(任期)

第5条 前条第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、C I Oをもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委員の代理出席を認めるものとする。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第9条 委員会に、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、学術情報課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 岩手大学情報セキュリティ委員会規則（平成20年3月19日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年6月10日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。